

令和2年度地域包括支援センターにおける事業の拡大について

1 概要

地域包括支援センターは、平成18年4月の介護保険制度改革により、地域包括ケアシステムの地域拠点として地域包括支援センター制度が創設されたため、5地区の各保健福祉サービス事務所に併設し、民間法人への委託により運営することとした。

その後、平成21年4月に、保健福祉サービス事務所と地域包括支援センターの機能を統合・拡充した新たな地域包括支援センターを開設した。これに併せて、地域包括支援センターを統括・支援し、地域包括ケアの推進を担う本庁組織として地域ケア推進課を整備し、個別ケースへの対応においても、地域包括支援センターと連携して適切な行政権限の行使などを行ってきた。

一方、国は、「地域共生社会」の実現を基本コンセプトに福祉改革を進めていくとし、平成29年度に社会福祉法が改正され、地域生活課題解決のための包括的な支援体制の整備が区市町村の努力義務となつた。

これを受けて、区では、平成30年3月に改定した目黒区保健医療福祉計画において、包括的支援体制の構築を掲げ、地域における支え合いの仕組みづくりを進めながら、公的機関における福祉の分野を超えた包括的な相談支援体制を構築するとともに、地域包括支援センターの機能強化に取組むこととした。

昨年4月に福祉総合課を新設し、福祉の総合相談窓口「福祉のコンシェルジュ」を開設した。福祉のコンシェルジュでは、高齢、介護、障害、生活困窮、子育てなど福祉全般の相談を丸ごと受け止め、相談者に寄り添いながら、関係機関と連携して課題解決に向けたサポートを行っている。

総合庁舎における包括的な相談支援体制が整ったことから、区民に最も身近な保健福祉の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいても、令和2年度から障害者世帯を対象とした個別相談支援業務を拡充し、センターの機能強化を図る。これに伴い、基本的な障害者情報を地域包括支援センターに提供する。

2 業務の内容

地域包括支援センターでは、区民にとって最も身近な福祉の相談先として、これまで対象者を高齢者に限定しない相談支援業務を実施してきたが、令和2年度から増加する障害者の相談支援を充実させるとともに障害者のサービス業務を新たに追加することで機能強化を図る。

1 すべての区民を対象とした業務（現行の業務）	
保健福祉の総合相談支援	①総合案内 ②総合支援 ③地域のネットワークづくり
2 高齢者を対象とした業務（現行の業務）	
(1)介護保険法に基づく業務	
ア 包括的支援事業	①総合相談支援事業 ②権利擁護事業 ③包括的・継続的ケアマネジメント事業 ④在宅医療・介護連携の推進 ⑤認知症施策の推進 ⑥生活支援サービスの体制整備
イ 介護予防・日常生活支援総合事業	①介護予防ケアマネジメント事業 ②一般介護予防事業の一部
(2)付加する業務	
ア 高齢者の保健福祉サービスの受付等	ひとり暮らし高齢者登録、食事サービス等の受付など
イ 介護保険認定申請の受付等	介護保険認定申請書、居宅サービス計画作成依頼書等の受付など
3 障害者を対象とした業務（令和2年度から追加、現在は障害福祉課で対応）	
ア 個別相談支援の充実	①個別的な支援方針の作成 ②個別的な支援の助言及び実施 ③必要な関係機関との連携 ④支援後のアフターフォロー
イ 有料道路通行料金の割引 (平成30年度実績 591件)	①制度の説明、申請の受理 ②ETC利用対象者証明書の発行
ウ 都営交通無料バスの交付 (平成30年度実績 651件)	①制度説明及び申請の受理 ②都営交通無料バスの交付

3 地域包括支援センターシステムにおける取扱情報の追加について

地域包括支援センターは、これまで主に65歳以上に限定した情報を扱い、福祉の総合相談や介護保険認定申請の受付等業務、高齢者の保健福祉サービスの受付等業務を行ってきた。

令和2年度から障害者とその世帯のさらなる相談支援業務の充実を図るため、地域包括支援センターシステムで取扱う情報に身体障害者手帳交付者等の情報を追加する。

4 地域包括支援センターの委託事業者

地区	委託事業者
北部	株式会社 やさしい手
東部	社会福祉法人 奉優会
中央	社会福祉法人 奉優会
南部	社会福祉法人 目黒区社会福祉協議会
西部	社会福祉法人 目黒区社会福祉事業団

令和2年4月1日現在

5 今後の予定

- 令和2年1月～ 地域包括支援センターシステム改修
3月 地域包括支援センター職員の研修
4月～ 追加業務の開始
めぐろ区報、ホームページ等による区民への周知
障害者団体への周知

以 上

